

平成30年4月1日

秋田県税務課

平成29年度版の不動産取得税のリーフレット「マイホームと不動産取得税」は平成29年度時点の制度を記載しておりますが、平成30年3月に地方税法および秋田県県税条例が改正され、特例措置の延長や対象拡大が行われました。

平成30年4月1日以後の不動産取得税の制度は、下の表の「改正後」の欄のとおりとなります。

改正内容	改正前(リーフレットの記載)	改正後
土地、住宅の取得に対する税率を3%とする措置の延長 【3年間の延長】	不動産を取得した日 平成20年4月1日～平成30年3月31日まで	不動産を取得した日 平成20年4月1日～平成33年3月31日まで
宅地を取得した場合の特例措置の延長 【3年間の延長】	平成30年3月31日までに宅地や宅地比準土地を取得した場合は、価格が2分の1に軽減されます。	平成33年3月31日までに宅地や宅地比準土地を取得した場合は、価格が2分の1に軽減されます。
特例適用住宅用の土地に関する軽減措置について、土地を取得してから住宅を新築するまでの期間の特例の延長 【2年間の延長】	土地を取得した日から3年以内(平成30年3月31日までに取得した土地の場合)に、[以下略]	土地を取得した日から3年以内(平成32年3月31日までに取得した土地の場合)に、[以下略]
	平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に土地を取得した場合で、[以下略]	平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に土地を取得した場合で、[以下略]
耐震基準不適合既存住宅用の土地が軽減の対象に追加	(注意2)耐震基準不適合既存住宅用の土地は軽減されません。	(注意2)耐震基準不適合既存住宅用の土地は、平成30年4月1日以後に取得した場合に限り軽減の対象となります。なお、軽減の要件や軽減される税額の算定は、耐震基準適合既存住宅用の土地と同様です。